

岩手県 女性活躍推進に関するアンケート調査業務委託契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、甲が岩手県 女性活躍推進に関するアンケート調査業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

- 第1 乙は、甲の定めた別紙「岩手県 女性活躍推進に関するアンケート調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により、岩手県 女性活躍推進に関するアンケート調査業務（以下「委託業務」という。）を誠実に実施する。
- 2 甲は、委託業務を実施する費用として、乙に、委託料_____円（うち消費税額及び地方消費税額 _____円）を支払う。

（委託期間）

- 第2 委託期間は、（契約の日） から令和4年3月18日までとする。

（契約保証金）

- 第3 契約保証金は、_____円とする。

（必要な事項の指示）

- 第4 甲は、必要があると認める場合は、乙に対して、委託業務の実施状況に関して報告を求め、又は必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

- 第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生じるものとする。

（再委託等の制限）

- 第6 乙は、委託業務の全部又は委託業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項に該当しない限りにおいて、委託業務の一部を第三者に委託することができ

る。この場合において、乙は、事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項について甲に文書で協議し、了承を得なければならない。

（業務内容の変更）

第7 甲は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（事業の完了及び検査）

第8 乙は、委託業務が完了した場合は、事業完了報告書（様式第1号）に、仕様書に定める成果品その他必要な関係資料を添えたものを甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査するとともに、必要に応じて検査を行うものとする。

（委託料の請求）

第9 乙は、第8の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（業務履行に係る関係人に関する措置要求）

第10 甲は、委託業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、乙に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

2 甲は、第6第2項の規定により乙から委託を受けた者で委託業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、乙に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

（損害のために生じた負担）

第11 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（前金払）

第12 甲は、必要があると認める場合は、委託料の5割以内（1回につき一月分を限度とす

る。)を前金払することがある。

- 2 乙は、前項の前金払を受けようとする場合は、委託料前金払請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の請求を適当と認め受理した場合は、遅滞なく委託料を支払うものとする。なお、適当と認めがたい場合は、甲、乙協議するものとする。

（違約金）

第13 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

（支払遅延利息）

第14 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

- 第15 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（甲の催告による解除）

第16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第10第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- （2） その他この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除）

第17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第18 第16又は第17の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

（警察官への通報）

第19 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（委託料の返還）

第20 乙は、第16又は第17の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料

の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(返還遅延利息)

第 21 乙は、第 20 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期限日までに納付しなかったときは、期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(秘密の保持)

第 22 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

3 乙は、この契約を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第 23 委託業務の実施のために甲が乙に提供した資料、委託業務の実施により新たに作成された文書及びこれらのデータが記録されている記録媒体の内容を成すデータに係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 39 号）第 21 条から第 28 条までに規定する著作者の権利をいう。以下同じ。）その他の一切の権利は、甲に帰属する。

2 前項の規定により甲に著作権が帰属する著作物に関して、当該著作物に係る著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）が乙に帰属するとき（共有の場合を含む。）は、乙は、著作者人格権を行使しないものとする。

(目的外使用等の禁止)

第 24 乙は、委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(書類の保管)

第 25 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 9 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(協議)

第 26 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也 印

乙 住 所
氏 名 印